

認可保育園等の入園に関する利用・調整基準等の見直し
及び入園申込みスケジュールの変更について

1 主旨

就労の多様化や各世帯状況、区議会や区民から寄せられた意見・要望等を踏まえ、保育の利用基準及び調整基準と、例年4月入園選考に連動し、前倒しで実施している11月～2月入園申込みスケジュールを見直す。

2 認可保育園等の入園に関する利用・調整基準等の見直し

(1) 保育の利用基準

「就労」について、従来、就労日数・就労時間の指数の算出にあたっては、申込締切日時点を基準として、就労契約や実績をもとに算出しているが、より正確な保育の必要性を反映させるため、入園月1日時点を基準として指数を算出するように見直す。

また、育児時間・育児短時間勤務制度等（以下、「短時間勤務」という。）を取得する際、従来は、週の就労日数に変更のない短時間勤務の取得については、短縮前の契約時間で指数を算出し、週の就労日数が減少する短時間勤務を取得する場合は、短縮した日数と時間で算出していたが、時間については短縮前の契約時間で指数を算出するように見直す。

(2) 保育の調整基準

番号	条件	基準指数	見直し内容
①	ひとり親世帯(<u>同居親族がいらない</u>)または保護者不存在	+20	(同居親族がいらない)を削除
	<u>ひとり親世帯で同居親族がいる場合</u>	+10	廃止
②	<u>同居の祖父母(65歳未満)その他親族等が申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合</u>	-6	廃止
③	申込児の産休明け、または育休明け予定の場合 (自営業等で育児・介護休業法に基づかないみなし育休は、 <u>出産から1年間</u>)	+5	期間延長 (みなし育休の子が1歳を迎えた日の年度末まで)
④	<u>育休取得により利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、育休明けに再入園の場合</u> (延長保育調整基準も同様)	+20	廃止 ※経過措置あり
⑤	申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等の認可外保育施設、幼稚園の預かり保育に有償で預けていることを常態としている場合	+6	利用時間に応じた配点にするため、月96時間以上利用は+6、月48時間以上月96時間未満の利用は+5とする
⑥	<u>区内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育士・保育教諭が、申込児の入園が決まらないことにより、産休または育休から復帰できず、区内の保育施設等の運営に深刻な影響がある場合</u> (4月入園の二次選考のみ適用)	+2	・対象施設に、区へ届出している認可外保育施設も含める ・対象職種に、保育従事者・看護師・栄養士・調理師も含める

[見直し理由]

① ・ひとり親世帯（同居親族がいない）または保護者不存在

- ・ひとり親世帯で同居親族がいる場合

<現状>

ひとり親世帯で同居親族がいない場合は〔+ 2 0〕であるが、同居親族がいる場合は、子の養育の負担軽減になることから、年齢や同居親族の状況に関わらず〔+ 1 0〕とする。

<見直し内容>

同居親族の状況が疾病や要介護である場合など、同居親族が必ずしも子の養育の負担軽減にはならない状況もあることから、同居親族の有無で差を設けることは適切でないため、ひとり親世帯で同居親族がいる場合〔+ 1 0〕を廃止し、ひとり親世帯または保護者不存在〔+ 2 0〕に統一する。

② 同居の祖父母（6 5 歳未満）その他親族等が申込児の補完的な保育を行うことができる状態にある場合

<現状>

6 5 歳未満の同居の祖父母、その他親族等が申込児の補完的な保育が可能な場合、〔- 6 点〕とする。

<見直し内容>

住所地が異なる近隣に在住する祖父母等は対象とならず、同居のみを限定していること、また、同居親族が必ずしも子の養育の負担軽減にならない状況もあることから、同居であることで減点することは適切でないため、**本調整基準を廃止する。**

③ 申込児の産休明け、または育休明け予定の場合

<現状>

自営業等の場合は、「みなし育休」として、出産した日から 1 年が経過する日まで取得可能としている。

<見直し内容>

子が 1 歳を迎えた日の年度末まで期間を延長することで、4 月入園申込みまで「みなし育休」を取得することが可能となり、育児・介護休業法に基づく育休と同等の条件にする。

④ 育休取得により、利用調整の対象となる保育施設・事業を一時退園し、育休明けに再入園の場合

<現状>

在園児のきょうだいの出生に伴う育休取得により、在園児がいったん退園し、育休明けに再度入園申込があった場合、〔+ 2 0〕とする。（延長保育は〔+ 1 0〕）

<見直し内容>

現在は、きょうだいの育休中でも継続して在園することが可能であるため、**本調整基準を廃止する。**

※ただし、見直し前に本調整基準の対象となった児童は、経過措置として加点を適用する。

- ⑤ 申込児を保育室、保育ママ、認証保育所、ベビーシッター等の認可外保育施設、幼稚園の預かり保育に有償で預けていることを常態としている場合

＜現状＞

申込児を認可外保育施設等に、原則週3日かつ1日4時間以上（月48時間以上）の有償受託を常態としている場合、〔+6〕とする。

＜見直し内容＞

外勤・自営問わず就労形態が多様化し、就労時間と有償受託の利用時間が必ずしも一致せず、日数・時間で算定されている利用基準（就労要件）と同様に、本調整基準の有償受託についても、利用時間によって加点の差を設けるため、**受託時間が月48時間以上96時間未満は〔+5〕、月96時間以上は〔+6〕とする。**

- ⑥ 区内の保育施設等に月20日以上かつ1日6時間以上勤務している保育士・保育教諭が、申込児の入園が決まらないことにより、産休または育休から復帰できず、区内の保育施設等の運営に深刻な影響がある場合（4月入園の二次選考のみ適用）

＜現状＞

区内の認可保育施設、認証保育所、保育室、保育ママに勤務している保育士・保育教諭を〔+2点〕の対象としている。

＜見直し内容＞

認可・認可外問わず、区内の保育施設等の運営を支援し、安全な保育運営を確保するため、**対象施設を、区に届け出ている認可外保育施設まで拡大し、対象職種を保育従事者・看護師・栄養士・調理師まで拡大する。**

（3） 転園内定後の辞退について

＜現状＞

転園を申込み、内定した場合、内定を辞退し、在籍園への通園を継続することは不可としている。

＜見直し内容＞

在籍園に定員の空きがある場合、転園を辞退し在籍園への通園を継続しても、運用上の支障はなく、保護者の選択の余地を確保するため、**在籍園に定員の空きがある場合に限り、内定を辞退し在籍園への通園を可能とする（在籍園に定員の空きが無い場合は不可）。**

3 入園申込みスケジュールの変更

（1）現状

5月から10月までの入園申込みは、入園月前月の申込締切日及び結果公表日となっているが、これまで保護者からの要望である4月入園選考結果の前倒しに伴い、4月入園申込締切日や11月以降の入園申込みスケジュールも前倒しして対応している。

入園月	申込締切日	結果公表日
令和5年5～10月	入園月前月上旬	入園月前月下旬
11月	令和5年9月27日（水）	令和5年10月6日（金）
12月	令和5年10月10日（火）	令和5年10月19日（木）
令和6年 1月	令和5年10月20日（金）	令和5年11月13日（月）
2月	令和5年10月30日（月）	令和5年11月13日（月）
3月	選考しない	選考しない
4月（一次）	令和5年11月15日（水）	令和6年1月24日（水）
4月（二次）	令和6年2月1日（木）	令和6年2月21日（水）

（2）課題

入園申込みスケジュールは、「保育のごあんない」やホームページ等で周知しているが、11月以降の申込締切日を約1ヶ月半から2ヶ月半強前倒ししていることから、申し込みができないケースが生じている。

他自治体と比較しても、11月以降の入園申込みスケジュールにおいて、区が最も早い申込締切日を設定している。

一方、4月入園選考結果公表日は、他自治体と比較し最も早く設定している。

（3）見直し内容

早期に設定している現在の4月入園選考結果公表日を優先に考え、2月入園を廃止することで11月～1月入園申込みスケジュールの後ろ倒しが可能となり、見直し前の2月入園申込締切日より1月入園申込締切日が後日になるなど、区民の申込み機会を拡充する。

【見直し案（予定）】

入園月	申込締切日	結果公表日
令和6年5～10月	入園月前月上旬	入園月前月下旬
11月	令和6年10月10日（木）	令和6年10月22日（火）
12月	令和6年10月25日（金）	令和6年11月6日（水）
令和7年 1月	令和6年11月11日（月）	令和6年11月22日（金）
2月	選考しない	選考しない
3月	選考しない	選考しない
4月（一次）	令和6年11月11日（月）	令和7年1月24日（金）
4月（二次）	令和6年2月3日（月）	令和7年2月21日（金）

4 今後のスケジュール

令和6年 6月 区ホームページにて利用・調整基準等の見直し内容事前周知
7月 規則改正
9月 「保育のごあんない（9月1日発行）」等にて周知
10月 10月1日入園選考から適用